

## 論文の内容の要旨

論文題目 **道路 PPP 事業におけるコンセッション契約の評価システムの構築**

氏 名 **中村 裕司**

2000年代に入り、米国ではコンセッション契約に基づく道路 PPP 事業が急増している。その一方で、コンセッション契約が急速に展開したため、公的政策課題が次第に明らかになりつつあり、このような課題の中には、民間事業者の収益性と公益保護のバランスに関わるものが多い。本研究では、主として米国の道路 PPP 事業におけるコンセッション契約を対象に、その評価システムの構築を目的とした。具体的には、民間事業者から見た事業リスク特性と、民間事業者の自由裁量性の大小に顕著な影響を及ぼす契約特性を抽出し、両者の相関関係を示す『相関図』を構築し、契約における民間収益の決め方の合理性を相対的に評価することを目的とした。

本研究は、以下の手順で実施した。まず、米国の道路 PPP 事業において顕在化しつつある公的政策課題を調査し、政策目標との関連について整理したのち、米国の道路 PPP 事業における9つのコンセッション契約を選定し、共通契約条項を抽出した。次に、民間事業者の収益に影響する契約における民間事業者の自由裁量性に関わる指標を選定した。一方、契約の相対評価だけでは、事業ごとに評価が異なっても当然であり、事業の固有リスクが異なれば事業ごとの契約評価も違うことから、民間事業者の収益に影響する事業リスクの高低に関わる指標を選定した。これらの民間事業者の自由裁量性と事業リスクに関わる両指標を用いて、コンセッション契約の評価システムを構築した。さらに、構築した評価システムを用いて、米国の9契約を相対評価するとともに、同一の手法によって、スペイン、フランス、香港、オーストラリア、日本の各契約も評価し、最後に、評価システムの活用方法並びに具体的な契約の補正シミュレーションを提案した。

「契約における民間事業者の自由裁量性」に関わる指標については、公益遵守に関わる契約項目についての制約が小さいために民間収益にとって有利になる特性を「民間裁量性が大きい」とし、その逆、つまり公的制約が大きいために民間収益に不利になる特性を「民間裁量性が小さい」とし、これをプロジェクト契約指標 (Project Contract Indicator : PCI) とした。選定した米国の道路 PPP 事業について、実際の契約書を調査し、それに基づいて PCI を採点した。また、米国のコンセッション契約以外に、フランス、スペインのコンセッション契約、日本の NEXCO 及び道路公社の事業についても擬似コンセッション契約とみなし、採点して比較した。その結果、①米国の 2000 年代前半の契約は後半に比べて民間裁量性が大きく、後半の契約は前半に比べて民間裁量性が小さいこと、②フランス、スペインの契約は米国の 2000 年代後半の契約の民間裁量性とほぼ同等であること、③日本の契約は民間裁量性がかなり小さいこと等、契約間の民間裁量性を定量的に比較できることが明らかとなった。

「事業リスクの高低」に関わる指標については、民間事業者が公的機関に代わって事業を実施する場合の、民間事業者の収入や支出といった経済的均衡に影響するリスク要因を指標の構成項目とし、これをプロジェクト・リスク指標 (Project Risk Indicator : PRI) とした。選定した米国の道路 PPP 事業について、契約当事者にアンケートを実施し、その結果に基づいて PRI を採点した。その結果、①2000 年代前半の事業は後半の事業に比べリスクが高いこと、②テキサス州の事業は他の事業に比べリスクが小さいこと等、事業リスクの高低を定量的に測定できることが明らかとなった。

採点された PCI と PRI を用い、両指標の相関関係を表す『PRI-PCI 相関図』を作成し、これをコンセッション契約の評価システムとして提案した。評価システムを構築するために、配点の重み付けを変えるなど、6 種類のケース・スタディを行い、現状を最もよく反映するケースを採用することとした。米国の 9 事例のほか、スペイン、香港、オーストラリア、ならびに日本の道路公社事業についても『PRI-PCI 相関図』を適用し、比較分析を行った。また、日本の道路公社事業及びスペインの事業については、契約当時と現時点の両方を採点し、相関図上で比較した。その結果、一国内の複数事業の比較だけでなく、国が異なる事業間の比較、さらに一事業における経年比較等が可能であることが明らかとなった。

さらに、評価システムの指標である PRI と PCI が事業リスクの高低と民間事業者の自由裁量性の大小を反映しているかどうかを、検証するため、契約時の EBITDA が入手できる 2 事業について相対比較をした結果、EBITDA が示す数値の大小と、評価システムの採点結果が示す傾向はよく符合していることが確認できた。また、4 つの事業について、その直近の収益実績を用いて比較したところ、実績が示す数値の大小と、評価システムの採点結果が示す数値の大小がよく符合していることが確認できた。

本研究で構築した評価システムの目的は、公的政策課題を克服し政策目標の達成に近づくようなコンセッション契約を実現することである。契約を構成する要素は、公的政策課題を反映するものであり、社会厚生を最大化、公平性・平等性、安定性・継続性等の政策目標を実現するものでなければならない。このような観点から、評価システムの指標である PRI も PCI も契

約要素の関数として表すことができ、公的政策課題を反映し政策目標の達成を促す関数であることを検証した。

本研究の成果として、道路コンセッション契約における民間事業者の収益性に着目した「プロジェクト・リスク指標」と「プロジェクト契約指標」を選定し、これら2つの指標を組み合わせた「相関図」を作成することにより、その事業のリスクの高低と民間事業者の自由裁量性の大小について相対的な位置付けを比較分析する手法を構築した。この手法により、①従来の格付け機関による評価とは異なる工学的評価ができること、②民間裁量性の大小が期待収益性の大小と関係すること、③したがって、コンセッション契約における民間事業者の収益の決め方の合理性を把握できることも明らかにした。評価システムの活用方法として、日本の道路公社事業を事例として、PRI 及び PCI の補正方法と手順を示し、リスクの軽減と民間裁量性の緩急によって、相関図上での位置を是正できることを示した。

提案した評価システムの現時点での限界は、第一に、PRI と PCI だけで公的政策課題の全ては評価できないこと、第二に、米国以外については採り上げた事例数は各国一つであるため、他国の契約特性も評価できるかどうかは確認できていないこと、第三に、現時点で評価システムが示す PRI と PCI のバランスのどの範囲が適正であるかという規範は検証できていないこと、第四に、ここで示した契約の補正手順は検証されていないこと等である。今後の課題として、評価システムの適用範囲を広げるために道路以外の他のインフラ施設にも適用する方法を検討すること、その活用を図るための第三者評価機関によるモニタリング機能の導入を検討することがあげられる。